

5 - 2	回 答	達方針の更なる周知徹底・情報提供を行うなど、各所属での優先調達の推進に努めてまいりたいと考えております。
-------------	--------	--

6 - 1	項 目	<p><u>障がい者の住み良い社会環境を実現するため、新バリアフリー法に基づく整備を早急に進められたい。</u>特に、大阪メトロ全駅での可動式ホーム柵設置については、御堂筋線の未設置駅について大阪市の関与の下に早急を実施するよう要望する。</p> <p>また、「歩行時間延長信号機用小型送信機」に対応した音響式信号機、並びに<u>公的機関の出入口に設置されている「音声標識ガイドシステム」の設置箇所を大幅に増やすよう要望する。</u></p>
	回 答	<p>【担当】 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8072 都市計画局 開発調整部 開発誘導課 電話：06-6208-9319 都市計画局 開発調整部 開発誘導課 (エリアマネジメント支援) 電話：06-6208-7856</p> <p>本市では、高齢者、障がい者等をはじめすべての市民が日常生活や社会活動に利用する建築物や旅客施設、道路、公園、駐車場(以下、建築物等という。)の施設を安全かつ快適に利用することができるように整備するなど「ひとにやさしいまちづくり」の実現に向け取組みを進めております。</p> <p>これまでも既存の本市所管の建築物等について、バリアフリーに配慮した改修に努めるとともに、民間等の建築物等が新設若しくは改修(増築、改築、大規模な修繕、模様替)又は用途変更される場合においてもバリアフリーに配慮した計画とするよう指導、助言を行っております。併せて、バリアフリー法に基づき、鉄道事業者に対して駅舎のバリアフリー化の促進に向け、働きかけております。また、大阪府交通バリアフリー基本構想を策定した市内25地区において、基本構想に則した特定事業計画に基づき、関係事業者が、駅舎や駅周辺の生活関連施設に至る道路、信号機等の重点的かつ一体的なバリアフリー化整備を推進しております。</p>

6 - 1	回 答	本市では引き続き、改正されたバリアフリー法等にも則した「ひとにやさしいまちづくり」に努めるとともに、ご要望いただきました公的機関への「音声標識ガイドシステム」の設置につきましても、関係機関に働きかけてまいりたいと考えております。
-------------	--------	--

6 - 2	項 目	<p>障がい者の住み良い社会環境を実現するため、新バリアフリー法に基づく整備を早急に進められたい。特に、<u>大阪メトロ全駅での可動式ホーム柵設置については、御堂筋線の未設置駅について大阪市の関与の下に早急を実施するよう要望する。</u></p> <p>また、「歩行時間延長信号機用小型送信機」に対応した音響式信号機、並びに公的機関の出入口に設置されている「音声標識ガイドシステム」の設置箇所を大幅に増やすよう要望する。</p>
	回 答	<p>【担当】 都市交通局 鉄道ネットワーク企画担当 電話：06-6208-8780</p> <p>大阪市高速電気軌道(株)(Osaka Metro)におけるホーム柵の設置につきましては、これまで開業に合わせて設置した今里筋線に続き、既設線である長堀鶴見緑地線や千日前線に設置するなど、路線単位を基本に進められてきました。</p> <p>平成31年4月に、Osaka Metro が発表した「中期経営計画」では、利用者10万人/日以上以上の駅に加えて御堂筋線の全駅において2021年度までに、中央線の全駅において2024年度までに、その他全ての駅において2025年度までに、ホーム柵を設置することが示されました。</p> <p>本市としては、これらのホーム柵整備はプラットホームからの転落や列車との接触事故の防止対策として重要かつ急務であると認識しており、厳しい財政状況の中ではありますが、国が行っている地下高速鉄道整備事業費補助の制度と協調してOsaka Metro に対し補助金を交付し、「中期経営計画」で示された内容が着実に整備されるよう支援してまいります。</p>